平成２７年（フ）第１１号
栃木県佐野市堀米町1216番地３　若田部アパート
債務者　小倉　裕司
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１５号
栃木県足利市福居町５番地６　花梨ハイツ103
債務者　菊澤　朋之
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第２０５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北４丁目10番22号C
債務者　作谷　若栄
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０３８号
東京都小平市学園西町２―11―21エルムⅢ―105号、住民票上の住所埼玉県越谷市北越谷２丁目28番５号レオパレスシャルマン北越谷V103
債務者　関口　　賢
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１５６号
福岡市博多区博多駅中央街６番11―913号、破産手続開始決定時の住所福岡県久留米市城島町下青木567―４
破産者　田中のり子（旧姓鹿子島）
1　決定年月日　平成27年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１８４７号
愛知県春日井市西本町１丁目３番地
破産者　株式会社ヴィヴィッドニュクス
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７号
佐賀県伊万里市二里町大里甲2346番地29
破産者　株式会社はる大
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６１５号
熊本県八代市海士江町2877番地１
破産者　有限会社ソーイング島野
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８号
山形県上山市高野字高野原102番地の１
破産者　有限会社篠原金型製作所
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３７号
静岡県掛川市菊浜233番地の１
破産者　株式会社アーツアンドアルファ
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第５６号
名古屋市中区栄２丁目11番７号
破産者　モミスタイル株式会社
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７９号
大阪市西成区山王３丁目３番８号
破産者　株式会社みつわや本店
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８８８号
大阪市浪速区恵美須西２丁目14番４号
破産者　有限会社青松商事
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９０３号
大阪府東大阪市中野１丁目16番29号
破産者　有限会社マイク
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１６号
大阪府門真市四宮５丁目１番16号
破産者　株式会社ゴールドラッシュ
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３１号
福岡県久留米市北野町大城569番地１
破産者　株式会社今村電気工事
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第７３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字後原718番地の４
破産者　株式会社樂市
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６４号
茨城県北相馬郡利根町布川2115番地85
破産者　常総土木緑化株式会社
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７７号
三重県四日市市追分１丁目６番19号
破産者　有限会社かじ光車輌製作所
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係